

---

---

# 第1章 計画の基本的な考え方

---

---

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成20年3月に、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間とする「出水市男女共同参画計画」(以下「第1次計画」といいます。)を策定し、男女共同参画社会の形成の促進に向けた取組を進めてきましたが、平成27年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果によると、固定的性別役割分担意識<sup>\*1</sup>や男女の地位の不平等感が依然として残っているなど、多くの課題が明らかになっています。

また、人口減少、少子高齢化の進行と労働力人口の減少など社会経済情勢が変化する中、人々が抱える生活上の困難や課題は更に多様化しており、新たな課題への対応が必要になっています。

このような中、平成27年9月に男女共同参画社会基本法の個別実施法である「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、同法により市町村に対し女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画の策定が要請されました。

また、同年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点から「あらゆる分野における女性の活躍」を重要な政策目標として設定しています。

このような男女共同参画社会の形成に係る社会経済情勢の変化に伴う本市の現状と国の動向を踏まえ、「第2次出水市男女共同参画計画」(以下「計画」という。)を策定するものです。

## 2 計画策定の基本的方向

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」とし、国の第4次男女共同参画基本計画を勘案して策定します。
- (2) 「出水市男女共同参画推進条例」第10条の規定に基づき策定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定します。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」と一体的に策定します。

<sup>\*1</sup> 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。(国第4次男女共同参画基本計画)

- (4) 計画の一部を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「推進計画」とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を策定します。
- (5) 男女共同参画に関する市民意識調査(平成27年度実施)の結果や第1次計画の進捗状況の評価により明らかになった課題解決を図るため、できる限り具体的な数値目標を設定し、実効性のある計画とします。
- (6) 計画の着実な進行管理(計画の進捗状況の年次ごとの評価)を実施するため、「出水市男女共同参画推進条例」第11条(施策の策定等に当たっての配慮)の規定に基づき、取り組む施策や事業を適切に策定します。
- (7) 市・市民・事業者との協働による推進体制の充実を図る計画とします。

### 3 基本理念

この計画は、「出水市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

- 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。  
(第3条第1号)
- 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。(第3条第2号)
- 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。  
(第3条第3号)
- 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。(第3条第4号)
- 男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深め、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。(第3条第5号)
- 男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われるようにすること。(第3条第6号)

計画の中で使用している「男女共同参画の視点」とは、これらの理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。

### 4 基本目標

男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」

は、“性別に関わりなく”一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

「一人ひとりの人権の尊重」が、市民一人ひとりの意識に深く浸透し、行動に結びつくことによって、性別に関わりなく、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、かつ、誰もが安心・安全に豊かに暮らすことができる社会を、計画を通して実現するために、次の基本目標を定めます。

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

## 5 重点項目

第1次計画の策定後の社会経済情勢の変化や同計画に基づく取組の成果と課題を踏まえ、基本目標に掲げた男女共同参画社会を形成するために、次の7つの「重点項目」を設定します。

- ① 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ③ 男女が共に能力を発揮でき、仕事と生活の調和が図れる働きやすい環境づくり
- ④ 生涯を通じた男女の健康支援
- ⑤ 生活上の困難を抱えやすい女性等が安心して暮らせる環境の整備
- ⑥ 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- ⑦ 地域における男女共同参画の推進

## 6 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。



7 計画の体系

【基本理念】（出水市男女共同参画推進条例第3条）	
◇男女の人権の尊重	◇家庭生活における活動と他の活動の両立
◇社会における制度又は慣行についての配慮	◇生涯を通じた男女の健康と権利への配慮
◇方針等の立案及び決定への共同参画	◇国際的協調
【基本目標】	
一人ひとりの人権が尊重され	
○ 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり	
○ 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり	
重点項目	施策の方向
1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進	① 固定的性別役割分担意識の解消に向けた学習の推進及び慣行の見直し ② 学校教育における人権・男女平等教育の推進 ③ 性の多様性についての理解促進
2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 【女性活躍推進計画Ⅰ】	① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備の促進 ② 女性の能力発揮のための支援
3 男女が共に能力を発揮でき、仕事と生活の調和が図れる働きやすい環境づくり 【女性活躍推進計画Ⅱ】	① 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ② 長時間労働の是正等働き方改革の推進 ③ 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備 ④ 男性の家事・育児等への参画の促進
4 生涯を通じた男女の健康支援	① 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 ② 妊娠・出産等に関する健康支援 ③ 性に関する正しい理解の促進
5 生活上の困難を抱えやすい女性等が安心して暮らせる環境の整備	① ひとり親家庭等への支援 ② 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境の整備 ③ 生活困窮者等への支援
6 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進 ② ハラスメント等の防止に向けた取組の推進
7 地域における男女共同参画の推進	① 人材育成等による地域コミュニティの基盤づくりの推進 ② 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進 ③ 男女共同参画の視点に立った自治会等地域活動の推進

